

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 4 年 11 月  
雇用環境・均等局職業生活両立課**1. 改正の趣旨**

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に就学等をする子どもの保護者である労働者の休暇取得を支援するため、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「則」という。）第 115 条第 1 号の両立支援等助成金として、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を令和 4 年 11 月 30 日までの間に対象となる有給休暇を取得させた場合に支給することとしていたところ、当該助成金の支給対象期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長するため、所要の改正を行うもの。

**2. 改正の内容****(1) 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の延長について**

- 現在、令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までの間において、その雇用する被保険者から、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に就学等をする子ども又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと等により出席停止等となった子どもの世話を保護者として行うために有給休暇（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の年次有給休暇を除く。以下「対象有給休暇」という。）の申出があった場合に、当該被保険者に対して対象有給休暇を取得させた事業主に対し、則第 115 条第 1 号の両立支援等助成金として新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給することとしている。
- 今般、当該助成金について、支給の対象となる対象有給休暇の期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長し、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に取得させた対象有給休暇については、次のとおりとする。
  - ・ 対象有給休暇に係る者一人につき、事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額を支給する際の支給上限を次のとおりとする。（いずれの支給上限も令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に取得させた対象有給休暇に対して適用される。）
- ※ 1 日当たり 8,355 円を支給上限とする。（なお、当該事業主が取得させた対象有給休暇の期間に新型インフルエンザ等特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又は新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域に所在する事業所を有する事業主において支給上限を 12,000 円とする特例措置は廃止する。）

**(2) その他（経過措置）**

- 本省令の施行に当たって、以下の経過措置を設ける。
  - ・ 令和 4 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間においてその雇用する被保険者に取得させた対象有給休暇に対する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給については、令和 4 年 12 月 1 日以降も、改正前の規定により支給すること。
  - ・ 本省令により新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給期間を上

記のとおり延長することから、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間においてその雇用する被保険者に取得させた対象有給休暇については、則附則第17条の2の4の規定による新型コロナウイルス感染症に係る育児休業等支援コース助成金を支給しないものとする。

### **3. 根拠法令**

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号及び第2項

### **4. 施行期日等**

公布日 令和4年11月下旬（予定）

施行期日 令和4年12月1日